

巻頭言

社会づくりツールとしての「新しい公共」 — 地域再生と協同組合の関わりから —

近畿労働金庫地域共生推進室室長 法橋 聡

1. 「新しい公共」の登場

コインの裏・表？

「新しい公共」という言葉は、もともとNPO法制定などの段階から「市民の公益」を考える際の重要な視点とされてきました。ただ、昨今、話題となったのは、やはり、2009年の政権交代時期の鳩山首相(当時)の所信表明演説をきっかけに、2011年度から内閣府が87億円以上の予算措置を伴った「新しい公共支援事業」を開始したことによるものだと思います。所信表明では、「公共」の担い手は官だけでなく市民の参画をめざしていくべきこと、これらの結果として「官のスリム化」にもつながることなどが語られています。

ここで注目すべきは、同じく「官から民へ」という脈絡であっても、「新しい公共」は小泉改革で掲げられたコスト削減至上主義の「市場化テスト」とは明確に異なる、いわばコインの裏・表だということです。つまり、小泉改革ではコスト削減こそを主眼として官の仕事をとにかく外に出す、その過程で、安かろう・悪かろうでNPOも

含めた民間側への劣悪な下請けが進み、暮らしのセーフティネット網が寸断されてきた訳ですが、「新しい公共」では、「官」独占を市民に開き、無駄を生まない体質にしつつ、地域に埋もれていた必要な課題については(ある意味では税金を投入してでも)社会化・市民化していこうとするものなのだと私自身は理解しています。

社会づくりのツールとして

こうした「新しい公共」が登場したのは、成長一辺倒で形成されてきた戦後日本の経済・社会システムが限界を迎え、寸断されたセーフティネット網を編み直さないと社会の崩壊を防げないという「社会の要請」を受けた内発的な要因によるものです。したがって、仮に今後、政治状況の激変があったとしても、この内発的な時代の要請は変わらない(はずである)し、変えてはいけないのだと思います。したがって、市民から言えば、「新しい公共」を今回の内閣府の「支援事業」専用の言葉として狭く捉えずに、社会をより良く組み替えるための重要な概念・デザインであると捉えて、逆に、社会変革のための実践的なツールとしていく姿

勢こそが必要だろうと思います。

しかしながら、この間、「新しい公共」と同様に地域再生のための「変革の旗手」として期待された概念や言葉が、これらを支援する政府や自治体の事業が単発型で構想力に乏しかったためなのか、なかなか期待通りにはなっていない場合も多いと言えます。地域に埋もれた、公共のありようをテーマとする「新しい公共」が、真に「社会を変えるツール」となり得るのかどうかは、これからの日本社会の地域運営にとって極めて重要な課題となります。これらを動かすのは、地域現場での「市民の自治」力によるものであることは論を待ちませんが、一方でやはり、政策当局の姿勢も含めていかに構想力を持った施策化ができるのかどうかポイントになると思います。次章ではそうした点についても少し触れてみたいと思います。

2. 真に「社会を変えるツール」にしていくには

具体的な課題において「新しい公共」の推進力をつくる

「新しい公共」は、社会的なビジネス領域での勝ち組みをめざすというよりは、就労・福祉・貧困など地域に埋もれた公共課題を顕在化し、仕事を通して取り組んでいこうとするものです。その担い手が、「官なのか民なのか」は必要性により決まる訳で、自治体の補助金獲得ばかりをめざす「要求型」の概念でもありません。したがって、

NPOや協同組合・社会的事業所など「新しい公共」の担い手たちを地域に登場しやすくするための施策こそが必要で、逆に、これらの登場が「新しい公共」を推進する力になるのだと言えます。

例えば、昨今、官と市民、その委託関係などについて浮上している課題、すなわち、①指定管理委託において受託事業体側の労働条件を劣悪なものとなさせないように「公契約条例」などを整備すること、②指定管理等の際に入札価格概念だけではなく、受託側事業体の社会的価値（障がい者雇用等々）を考慮に入れた「総合評価入札」をしていくべきこと、③委託において市民と自治体が対等に立つ「協働契約」ひな型を整備していくこと、④「新しい公共」による地域づくりの真ん中に位置する「協同労働の協同組合」の法制化を早期に実現させること、⑤生きにくさを抱えた人たちの働く場を地域に起こし、疲弊する地域の再生を図ろうとする「社会的事業所」を横断的に促進支援する法制度を整備すること、などです。これらを、しっかりと施策化していくことが担い手を促し、「新しい公共」を地域で生き生きと動かす推進力になるのだらうと思います。密接に関連するこれらのテーマを、個別バラバラの課題とはせずに、「新しい公共」と言う包括的な社会デザインの中でトータルに設計できればと考えます。また、これらの課題について国レベルでの施策化を待たずに、基礎自治体の段階での「条例づくり」を通して地域から変革を主導していくことも、もちろん必要

だろうと思います。

「公共サービス基本法」に生命を吹き込む

「新しい公共」をさらに推進するためにも、現時点でこの領域に最も関連する法律であろう「公共サービス基本法」に生命を吹き込んでいくような措置も必要です。すなわち、現行の「公共サービス基本法」が規定する範囲は、いわゆる官が担う「行政サービス」の範囲にあえて限定されていますが、すでにこの範囲を超えた具体施策がどんどん動き出している中で、本来的な「新しい公共」の創造を促す基本法へと包括的な改編をすべきだし、それによって初めてこの法律が生き、動き出すのだと思います。「新しい公共」の理念を體現し、官・NPO・市民・協同組合などが「共に創る公共」をどう促していくのか、先の五つの課題なども含めて必要な補完措置は何なのか、こうしたことを基本法として網羅的に明示することが待たれます。

協同組合基本法をイメージする

また、視点を変えて、「新しい公共」推進のためにいかに多くの担い手を参画させていくのかといった観点から見れば、協同組合の促進は協同組合陣営だけの課題にはとどまらない社会の課題だと言えます。そうした観点から言えば「協同労働の協同組合」の法制化という課題はもちろん、協同組合の総体を包括的・横断的に促進支援するような「協同組合基本法」の法制を望みたいものだと考えます。すでに、2009年国連総会においては「協同組合が…貧困の根絶に寄与するものであることを認

識する」として、各国政府に対して「協同組合法制度の改善などの措置を通して、協同組合発展のための環境を整備する」ことを促す決議を発しており、これらは国連決議に関わる国際的課題でもあることを確認しておきたいところです。

3. 「新しい公共」と協同組合

前章では、「新しい公共」を促進するための法制度の措置などについて希望的に述べました。もちろん、法制度がないと動かないものでは当然なく、大きな労苦を要する法制度づくり以前にすべきことはいくらかでもある訳ですが、市民セクターまたは協同セクターとして、少し大きな社会的フレームでデザインすることも必要と考えるところです。本章では、特に、協同組合が被災地の支援を含めてどんな役割発揮を展望できるのか等について記し、全体のまとめに代えたいと思います。

すでに動いている未来。「新しい公共」と協同組合

排除と淘汰をものともしない市場原理型・投機マネー主導型の経済が世界を席卷し、社会のセーフティネット網が寸断されています。こうした状況を、仲間の支え合いを通して地域や分野ごとにカバーしてこうとする社会的な仕組みが協同組合なのだろうと思います。そして、グローバリズムの牙がさらに猛威を振るう時代、協同組合は自分達の新たな価値を模索し始めています。すでに、1995年ICAによるアイデン

ティティ声明で「コミュニティへの関与」が謳われ、共益を旨とする協同組合においてもそのウイングを社会に伸ばし、パブリックな課題に対応していくことが世界標準とされました。こうした中で、2012年の国際協同組合年を迎える今、世界の協同組合セクターは、その価値と原則に立ちつつ、公共・社会課題の担い手として、他の社会アクターたちとの幅広いネットワークを通して「社会の崩壊」を防ぐ存在の中心となることに自らの存在価値と意義を打ち出そうとしているのだと思います。

一方、これまで日本の協同組合では、いわゆる「縦割り」の中で横つなぎが乏しく相互の事業連携すらも不十分なままでした。しかしながら、疲弊する地域のニーズに合わせたNPOとの連携や自治体・地縁団体とのネットワークなど、「コミュニティへの関与」を通して「共益の限界」や「縦割り」を乗り越え、地域の再生に希望を見出すような事例が全国でいくつも登場しています。食・介護・教育・金融・医療・農業など分野を越えて、横つなぎの地域連携事業を起こす中から協同組合の可能性を示しつつあります。こうした成果を生かしながら、協同組合は自らの価値をさらに社会化していく必要があるのだと思います。

地域再生と協同組合

いずれにせよ、疲弊する地域の再生を図るには、「新しい公共」の担い手である協同組合、NPO、中小事業者など多様な層が分野とセクターを乗り越えてネットワークする循環型・地産地消型の地域づくりが

欠かせません。特に、集団住居移転や産業の集積移転など大規模な復興デザインが謳われる東北被災地にあっては、一方で、切れ目なく続く日常とその中で生起する生活課題に対して、人と人の温もりをもって持続的にサポートしていくことが必要で、このためには、中長期に渡る被災地復興に向けて「公共」を編み直す地域コーディネーターの存在が不可欠です。横割りの暮らしを、地域でトータルに支えるための人材配備(国のパーソナル・サポート構想や大阪府の地域福祉計画CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)などをモデルに)や、NPOや協同組合などのプレーヤーを支えるための事業コーディネーターの重点配備など、被災地における「新しい公共」の営みとして具体化できないかと考えるところです。これら、事業や地域づくりに特化した担い手を社会的協同組合として位置づけて、重点的にエンパワメントする施策も不可欠だろうと思います。

また、国際協同組合年を間近に控える現在、共済、医療、消費流通、金融、農林水産業など全国規模の裾野広い事業領域を抱える「既存の協同組合セクター」が、被災地のこれら事業を相互連携によって分野を超えて支えるような、日本の協同組合陣営ならではの独自アプローチを社会に見せていくことができると考えるものです。

いずれにせよ、「新しい公共」という考え方を社会変革のための新たなツールとして市民が自らのものにできたとき、市民参画型のこうした地域再生がその可能性を私

たちに見せてくれるのではないかと思います。公共や市民の公益に関わる担い手が「官」だけでなく、「市民、NPO、そして協同組合などが共に創る公共」が当たり前の社会環境となりつつある今、特に、協

同組合は、セーフティネット網を編み直し「社会の崩壊」を防ぐための存在となり得ることができるのかどうか、いよいよ問われているのだと思います。